## 政令第十七号

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及

び規模を定める政令

内閣は、 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 (令和二年法律第三十八

号) 第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

(以下「法」という。)

第四条

第一項の政令で定める事業の区分は、 次の表の中欄に掲げるとおりとし、 同項の政令で定める規模は、 当

該事業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

次のいずれにも該当するもの	う。以下同じ。) を提供する事業であって、	等(法第二条第一項に規定する商品等をい	商品等提供利用者が一般利用者に対して商品	事業の区分
イ 商品等提供利用者による商品等の提供(当該	計額が三千億円	をいう。以下同じ。)における次に掲げる額の合	年度(四月一日から翌年三月三十一日までの期間	規模

末において	ウェア		二 商品等提供	うもので	する情報	ハ商品等	飲料及び	するもの	ロ 広く消	外の者で	り、かつ、	一 イ 商品等
	て動作するものに限る。以下同じ。	(携帯電話端末又はこれに類する端	品等提供利用者が一般利用者に対してソフ	であること。	する情報を一般利用者に対して表示して行	品等の提供価格その他当該商品等に関	日用品が含まれていること。	するものであって、当該商品等に食料品、	消費者の需要に応じた商品等を提供	であること。	、一般利用者が主として事業者以	商品等提供利用者が主として事業者であ
	及び権利の販売(当該事業に係る場(ロにおい	イ 商品等提供利用者によるソフトウェアの提供	年度における次に掲げる額の合計額が二千億円	める事業を除く。)に係る国内売上額	と一体として行う事業として経済産業省令で定	事業その他のデジタルプラットフォームの提供	おいて当該商品の修理に要する費用を負担する	供利用者が提供する商品の破損が生じた場合に	利用者に対する商品等の提供の事業(商品等提	ロ デジタルプラットフォーム提供者による一般	同じ。)に係る国内売上額の合計額	事業に係る場におけるものに限る。ロにおいて

	ハ ソフトウェアの提供価格、当該ソフトウ
	のが含まれていること。
	用した情報の閲覧のための機能を有するも
	機能を有するもの及びインターネットを利
	フトウェアに電子メールの送受信のための
	ける権利を販売するものであって、当該ソ
で定める事業を除く。)に係る国内売上額	を提供するもの及び当該ソフトウェアにお
提供と一体として行う事業として経済産業省令	ロ 広く消費者の需要に応じたソフトウェア
する事業その他のデジタルプラットフォームの	外の者であること。
販売の事業(場を提供するソフトウェアを提供	り、かつ、一般利用者が主として事業者以
利用者に対するソフトウェアの提供及び権利の	イ 商品等提供利用者が主として事業者であ
ロ デジタルプラットフォーム提供者による一般	れにも該当するもの
ロにおいて同じ。) に係る国内売上額の合計額	ける権利を販売する事業であって、次のいず

	り、かつ、一般利用者が主として事業者以		
	イ 商品等提供利用者が主として事業者であ		
	あって、次のいずれにも該当するもの		
	品等に係る情報を広告として表示する事業で		
	て商品等提供利用者が一般利用者に対して商		
おけるものに限る。)に係る国内売上額が千億円	を目的とする場を提供し、及び当該場におい		
として表示する役務の提供(当該事業に係る場に	は映像の投稿による他の一般利用者との交流		
よる商品等提供利用者の商品等に係る情報を広告	者に対して情報の検索又は文字、画像若しく		
年度におけるデジタルプラットフォーム提供者に	デジタルプラットフォーム提供者が一般利用	三	
	المراعي»		
	般利用者に対して表示して行うものである		
	フトウェア及び当該権利に関する情報を一		
	- エアにおける権利の販売価格その他当該ソ		

								四				
い方式で作成され、及び記録されたものをい	他人の知覚によっては認識することができな	映像であって、電子的方式、磁気的方式その	素材(広告として表示すべき文字、画像又は	において同じ。)において一般利用者の広告	処理により構築した場所をいう。以下この号	して表示するために電子計算機を用いた情報	の広告表示枠(文字、画像又は映像を広告と	商品等提供利用者が一般利用者に対して自ら	のであること。	供利用者を主として競りにより決定するも	ロ 商品等に係る情報を表示すべき商品等提	外の者であること。
					係る国内売上額の合計額が五百億円	供(当該事業に係る場におけるものに限る。)に	において広告素材を広告として表示する役務の提	年度における商品等提供利用者による広告表示枠				

う。以下この号において同じ。)を広告とし 1 のいずれにも該当するもの 口 て表示する役務を提供する事業であって、次 により決定するものであること。 すべき商品等提供利用者を主として競 告素材を広告として表示する役務を提 して事業者であること。 その広告表示枠において一般利用者の広 商品等提供利用者及び一般利用者が主と か、 同項の国内売上額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は 供

(施行期日)

附

則

2

前項に規定するもののほ

経済産業省令で定める。

1 この政令は、 法の施行の日(令和三年二月一日)から施行する。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

2 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部を次のように

改正する。

第四百五十六号を第四百五十七号とし、第四百五十五号を第四百五十六号とし、 第四百五十四号の次に

次の一号を加える。

四百五十五 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和二年法律第

三十八号)

附 則 (令和四年政令第二百四十六号)

この政令は、令和四年八月一日から施行する。